

1 指針の目的

災害による被害を未然に防止するためには、日頃の防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではありません。

また、実際に災害が発生した場合には、行政の対策「公助」には限界があることから、避難行動要支援者またはその家族による「自助」、地域による助け合いである「共助」がきわめて重要であることは先の災害から明らかになっています。

そのため、「自助」、「共助」の強化を図り、市・消防・警察などの行政機関による救助や支援である「公助」の仕組みを整え、「自助」、「共助」、「公助」がそれぞれ最大限の機能を発揮するための体制づくりを進めていくことが重要となります。

本指針は、平成25年6月に改正された災害対策基本法に基づいて、尼崎市が作成した避難行動要支援者名簿を活用した支援体制づくりを進めていくための指針として策定しています。普段からの備え、そして、地域での取組等においてご活用ください。

2 要配慮者（災害時要援護者）支援に向けた基本的な考え方

阪神・淡路大震災において、倒壊家屋等から救出・救助された方の9割以上が、自助や共助によるものであったことから、日頃からの「向こう三軒両隣」の支え合いの延長上に、大規模災害時における避難行動要支援者への避難支援があると考えられ、国が「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」で示しているように要配慮者（災害時要援護者）の避難支援は、「自助」・「共助」が基本となります。

避難支援の主な内容については、① 安否確認 ② 救出・救助 ③ 避難誘導 です。



要配慮者（災害時要援護者）を必ず助けられることを保証する取組ではありません。

また、支援はあくまで日頃の近隣との交流（地域コミュニケーション）に基づき、善意により行われるものであり、支援者は自分の安全、家族の安全を確保することが最優先されるもので、災害発生時において支援ができなくても、責任を負うものではありません。

お問い合わせ先

健康福祉局 福祉部 福祉課

電話番号：06-6489-6348 ファックス番号：06-6489-6329

危機管理安全局 危機管理安全部 災害対策課

電話番号：06-6489-6165

3 自助・共助・公助の役割と連携

自助・共助・公助の推進による避難支援

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">自助の役割 (自分自身や家族)</p>	<p>自分の身は自分で守ることを基本とし、自らの確な防災行動の実施に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災意識の維持・向上（過去の災害の教訓を忘れない） ・災害時における避難行動の事前確認 ・自らの行動を判断するために必要な情報入手手段の確保 ・日頃から近隣の方とのつながりの確保 ・地域活動（社協、自治会等）への参加 ・「避難行動要支援者名簿」への登録 <p style="text-align: right;">など</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">共助の役割 (地域)</p>	<p>自分たちの住んでいる地域は自分たちで守ることを基本とし、個々人の防災行動を支援する地域防災力の向上を図ることに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の活動 ・個々の地域の実情に応じた防災情報の共有化 ・地域の防災リーダーを中心とした広報・教育・訓練の実施 ・要配慮者（災害時要援護者）の避難誘導・支援を視野に入れた訓練の実施 ・災害時における避難支援 <p style="text-align: right;">など</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">公助の役割 (市、消防、警察、など)</p>	<p>要配慮者（災害時要援護者）の避難支援活動の促進を基本とし、防災情報の伝達・共有を迅速かつ確実に図れる体制を整えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災情報の伝達・提供の体制の構築・強化 ・避難場所等の確保と設営 ・自主防災組織、地域防災リーダーへの活動支援 ・防災意識向上のための広報・教育・訓練の推進 ・個々人が的確な情報を入手できる情報提供環境の整備 ・災害時における有用な情報提供、物資の支援、救助活動 <p style="text-align: right;">など</p>

自助

- 自分や家族の命を守る
- 非常持出品を準備する
- 日頃から安全対策を行う



共助

- 地域で助け合う
- 自主防災組織へ参加する
- 自主防災訓練を実施する



公助

- 防災ブック・ハザードマップを作成する
- 防災総合訓練を実施する
- 津波等一時避難場所を指定する
- 防災に関する計画を作成する



4 各主体の主な役割

※行政を除く各主体については、できることから取り組んでいただく例示です。

主体	平常時	避難行動時	避難後
要配慮者 (災害時要援護者) 本人・家族	<ul style="list-style-type: none"> ○災害に備えた事前の話し合い ○自らの避難計画(マイ避難プラン)の作成 ○命を守るための個人情報の発信 (町会等への提供・避難行動要支援者名簿への登録) ○行事に参加するなど地域との関係の構築 ○当事者団体や支援者グループとの関係構築 ○非常持ち出し品等を備える ○薬剤・器材等の備蓄 ○避難訓練への積極的な参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○入手しにくい薬剤・器材等を持ち出す ○かかりつけ医・利用している介護サービス等の情報の携帯 ○自主防災組織や避難支援者に自ら連絡をとって避難 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所管理者等にニーズを的確に伝える
民生児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者の状態を把握 ○要配慮者(災害時要援護者)の生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を実施 ○福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助 ○社会福祉事業者との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報伝達・避難支援・安否確認を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者(災害時要援護者)の状態を把握
社会福祉連絡協議会 (連協)・単位福祉協会 (単組)・自主防災会・自主防災組織 (社会福祉協議会に属さない自治会・町会等)	<ul style="list-style-type: none"> ○避難支援組織の設置 ○本人・家族との連絡先等の確認 ○避難行動要支援者名簿の管理 ○防災マップ等の作成 ○避難訓練の実施、要配慮者(災害時要援護者)への参加呼びかけ ○個別支援策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告等の情報伝達 ○避難行動要支援者の避難支援 ○避難行動要支援者等の安否確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営の参画 ○要配慮者(災害時要援護者)を発見した場合は避難所の管理者に通報 ○避難所における要配慮者(災害時要援護者)への配慮
社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉活動、地域の見守り活動の支援、防災マップ等の作成 ○ボランティア育成、ボランティアセンター運営 ○地域福祉推進計画の策定・地域福祉の推進 ○民生児童委員との連携、要配慮者(災害時要援護者)への生活支援・権利擁護 	<ul style="list-style-type: none"> ○民生児童委員等による情報伝達・避難支援に対する支援 ○社会福祉事業者との連携・活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティアセンターの運営、ボランティアの受入れ、コーディネート ○被災福祉施設との連携・活動支援 ○生活福祉資金の貸付
消防団(員)	<ul style="list-style-type: none"> ○消防防災訓練等の実施 ○活動資器材の準備と避難路、避難場所の精通 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害活動 ○避難誘導支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域振興センターとの連携した支援

主体	平常時	避難行動時	避難後
居宅介護支援事業者 居宅サービス事業者	○災害時の支援について市等と協定締結 ○利用者に対しての災害時の支援内容や避難予定場所などの名簿等の整備	○サービス利用者の安否確認 ○避難支援	○介護・看護サービスの継続 ○避難所で介護・看護サービス提供の実施
社会福祉施設	○施設の耐震化等事業継続に備えた対策の実施 ○定員外受入可能人数の確認 ○福祉避難所として市と協定締結 ○利用者に対しての災害時の支援内容や避難予定場所などの名簿等の整備	○入居者の安全確保 ○必要に応じて他施設等へ入居者を転送 ○福祉避難所の開設に協力	○福祉避難所の運営に協力 ○緊急入所に対応(定員外受入等)
障害者や高齢者等の要配慮者(災害時要援護者)で組織する当事者団体や要配慮者(災害時要援護者)を支援する団体	○会員等に対して、避難の際の心構えや対応方法、地域が実施する避難訓練への参加の大切さなどの啓発実施 ○災害時の情報伝達方法の検討(名簿の整備等) ○透析、電源、常備薬などの手配について、関係機関と連携を図り、非常時に備え準備	○会員等への災害情報等伝達の実施及び安否確認	○避難所の運営や当事者のニーズの把握 ○会員等への各種情報の伝達実施 ○災害ボランティアセンターとの連携
行政	○要配慮者(災害時要援護者)の支援に関する事項が盛り込まれた地域福祉計画の策定 ○災害時要援護者支援班の設置 ○情報伝達体制の整備 ○(福祉)避難所の指定(施設管理者等との協定締結) ○避難所となる施設の環境整備 ○食料・物資の備蓄 ○避難行動要支援者名簿の作成	○避難勧告等の発令 ○安否情報の集約 ○施設の被害状況の確認 ○避難所の開設 ○食料・物資の提供 ○関係機関による連絡会議の開催	○避難状況把握 ○被災者トリアージの実施 ○ローラー作戦の実施(在宅避難者の把握) ○必要に応じて専門家チームを投入 ○介護サービスの提供調整 ○県等に応援要請

5 避難行動要支援者名簿

- ・避難行動要支援者名簿は、災害時の避難に時間がかかる人や支援を必要とする人の名簿です。災害時の避難支援や平常時からの避難支援体制づくりに活用します。そのため(避難行動要支援者)本人の同意のもと**避難支援に協力いただける皆様(避難支援等関係者)に名簿を提供します。**
- ・提供する名簿には、①「氏名」、②「生年月日」、③「性別」、④「住所」、⑤「電話番号などの連絡先」、⑥「要介護度、障害程度などの支援を必要とする理由」などが掲載されます。
- ・名簿の提供先(避難支援等関係者)は、①消防機関、②警察、③民生児童委員、④社会福祉協議会、⑤自主防災組織、⑥その他避難支援等の実施に携わる関係者(町会や自治会等の避難支援に協力いただける方)です。

6 地域における避難支援体制の確立に向けて

- ・要配慮者（災害時要援護者）については、基本的に地域ぐるみで把握し、見守る支援体制をとる必要があります。そのため、日頃から地域でコミュニケーションをとるよう心掛けます。

地域における取組のステップの一例 ※地域の実情にあわせた取組が大事であり、下記に縛られるものではありません。

① 避難行動要支援者名簿を地域で共有する際は、プライバシーに十分配慮し適切に管理する必要があるため、保管場所等を含めて、**個人情報の取扱等に関するルールを地域で定めておくことが必要**です。

② 市から提供された避難行動要支援者名簿やこれまで既に地域でつかんでいる情報などにより、**地域住民自身による避難行動要支援者の把握が大切です**。（例 避難行動要支援者名簿や個票の活用）

③ **把握ができれば、まずは「顔の見える関係づくり」から始めます。**

ア ご近所同士で「あいさつ」や「声掛け」ができるような関係をつくることから始めましょう。

イ 地域のイベント、行事などに参加、協力し気軽に話をする機会を持ち、知り合いを増やすことを進めましょう。



④ あわせて、**地域の取組としてどんな形でも「避難訓練」をやってみましょう**。訓練を進めていく中で、**より多くの避難行動要支援者の方の参加**（例えば車イスを押しての避難支援など）を促進しましょう。

⑤ また、避難訓練を進めていく中で、より実際の災害を想定した避難行動支援を行います。

訓練に参加
しましょう！

そうですね！



⑥ 避難訓練に参加できないあるいは参加しない住民の方に、こうした避難訓練の様子を写真付の町内回覧板などを通して供覧することで、**より多くの地域住民の方への周知と理解を促します**。

⑦ 避難訓練で確認できた課題について、解決するための方策を考えていきます。

ア 避難行動要支援者への個別支援にかかる課題について（伝達方法、移動手段、支援者の確保など）

イ 地域での全体的な課題について（避難経路、移動方法、支援者の確保など）

⑧ 既に市内の一部地域では、「防災マップ」づくりに取り組んでいます。

防災マップは、その作成過程において、地域住民自らが避難経路を考え、地域を知るといった振り返りや再確認ができるなど有効な取組のひとつとして考えられます。



● はじめから理想的な避難訓練や避難支援ができるものではありません。

訓練の繰り返しとその内容の振り返りにより、さらに多くの地域住民の方の参加を目指して、継続的に取り組んでいくことが必要です。

7 避難支援に向けた取組のポイント

- ・風水害では避難準備情報等の発令による事前の避難行動が重要であり、地震等の突発的な災害では初動期における避難支援はもとより安否確認や被災者の救援活動、ライフライン途絶時の在宅支援などが考えられることから、こうした災害ごとの対応の違いを踏まえておきます。
- ・南海トラフ巨大地震では、最大4メートルの津波が約**117分**で尼崎市に到達すると想定されているため3階以上に避難することが必要です。**支援者の安全確保を大前提に、声かけなどの避難行動支援についての可能時間などを考慮した上で、支援体制やルールづくりをあらかじめ行います。**
- ・市が作成した**各種ハザードマップ**（尼崎市防災ブック）により想定される被害を確認し、「避難場所への避難経路の把握」「居住家屋の状況」「家族の援助の有無」等を確認します。
- ・医療機関等への移送等が必要な要配慮者（災害時要援護者）については、移送手段や受入機関等を要配慮者（災害時要援護者）と確認・共有し把握しておきます。

8 防災訓練等の実施

- ・地域住民や要配慮者（災害時要援護者）、特に避難行動要支援者自身の防災意識を高め、災害時に適切な避難支援行動が取れるよう、避難誘導の経路や方法を確認する避難訓練等、避難行動要支援者が参加した実践的な防災訓練、研修等を定期的に行うことが大切です。

【参考】各地域での訓練の様子



避難訓練



炊き出し訓練



消火訓練（水消火器）

9 避難情報等の情報伝達

- ・災害発生の恐れがあるときに迅速な避難を促すため、「尼崎市防災ブック」等を参考にして、市が発令する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告などの災害情報等を、要配慮者（災害時要援護者）個々の状況に応じた伝達経路や手段を考慮した情報伝達が重要です。
- ・携帯電話を保有している要配慮者（災害時要援護者）に対し、災害・避難情報を直接要配慮者（災害時要援護者）が携帯電話のメールで受信するために、尼崎市防災ネットへの登録について働きかけをお願いします。

尼崎市の防災情報

市民の皆さんのお役に立つ防災情報や、防災関係のイベントなどをお知らせしています。

ホームページ

<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/>

Facebook <https://www.facebook.com/amagasaki.bousai>

Twitter https://twitter.com/ama_hajimail

LINE アカウント名:尼崎市 LINE ID : amagasaki-city

尼崎市防災ネットに登録しましょう

尼崎市防災ネットに登録することにより、携帯版の尼崎市防災情報の閲覧やメールサービスを受けることができます。

登録方法

amagasaki@bosai.net
にメール又はQRコードより登録



要配慮者（災害時要援護者）への情報提供の際の配慮事項（例）

対象者	配慮事項
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ○わかりやすい口調で伝える。 ○音声で複数回繰り返す。 ○拡大文字による情報提供を行う。 ○点字による情報提供に努める。 ○盲ろう通訳・介助員を避難所等に派遣する。 ○Eメールを活用した情報提供（音声読み上げ機能使用）
聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ○文字や絵を組み合わせて情報を伝える。 ○盲ろう通訳・介助員、手話通訳者及び要約筆記者を避難所等に派遣する。 ○掲示板、ファクシミリ、Eメール、SNSを活用した情報提供を行う。
知的障害者 発達障害者 精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> ○具体的に、わかりやすく情報を伝える。（一度にたくさん のことを言わない。簡単な言葉を使うなど） ○コミュニケーションボードなどを活用し、絵図、文字などを 組み合わせて理解しやすい方法で情報を伝える。 ○精神的に不安定になる場合があることに配慮し、正確な情 報伝達を行う。
日本語に不慣 れな外国人	<ul style="list-style-type: none"> ○多言語および絵図による情報提供を行う。

目が不自由な方



支援者の方は…

- ・災害時には、声をかけ情報を伝える。
- ・誘導する場合は、杖を持った方の手にはふれず、支援者のひじのあたりを軽く持ってもらう半歩前をゆっくり歩く。

耳が不自由な方



支援者の方は…

- ・話すときは、口の開け方をハッキリとし、相手にわかりやすいようにする。
- ・手話、筆談、身振りなどの方法で正確な情報を伝える。

10 災害における取組のポイント

- ・地震発生時や風水害時等の円滑かつ迅速な要配慮者（災害時要援護者）の避難を確保するため、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の情報に留意し、例えば代表者から情報を担当する者を経て支援者に伝える等、情報伝達体制を整備し、要配慮者（災害時要援護者）へ早急な伝達を行います。
- ・大規模災害直後は、市の災害対応や他都市からの広域消防応援、自衛隊等による支援体制等が整うまでに一定の時間を要します。地域は災害ごとにあらかじめ定めた体制、方法に基づき、要配慮者（災害時要援護者）の速やかな安否確認、救出、救護及び避難支援行動に努めます。
- ・市職員は避難所へ到着後、要配慮者（災害時要援護者）リスト情報を参照して安否確認等を行いますが、安否確認に漏れが判明した場合は、市は地域等と協力し、要配慮者（災害時要援護者）の安否確認、救出・救護などの災害対応に努めます。

緊急時連絡先

事故

110番

火災・救急

119番

電話の故障

113番

尼崎市役所	電話番号:06-6375-5639(昼間) 06-6489-6900(夜間等) ファックス番号:06-6375-5625
電気の不具合	関西電力(株) 電話番号:0800-777-3081 ファックス番号:06-6441-7143
ガスの不具合	大阪ガス(株) ガスもれ通報専用…電話番号:0120-7-19424 ファックス番号:0120-6-19424 お客さまセンター…電話番号:0120-7-94817 ファックス番号:0120-6-94817 ※プロパンガスをご利用の方は、各ガス会社へお問い合わせください。
水道の不具合	尼崎市公営企業局 電話番号:06-6375-0002(昼間) 06-6489-7400(夜間及び休日等) ファックス番号:06-6375-0124

救助・避難支援時の配慮事項（例）

対象者	配慮事項
ねたきり 高齢者	車いす、ストレッチャー等の移動用具の使用が望ましいが、確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。
視覚障害者	白杖等の携帯に留意するとともに、必要に応じて手引き・誘導により避難する。また、日常生活圏であっても災害時には環境の変化から認知地図が使用不能となる場合があることに配慮する。
聴覚障害者	手話や筆談（筆記用具等を用意しておく）によって、状況説明を行い、避難所等へ誘導する。
肢体不自由者	自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。
内部障害者 難病患者等	常時使用している医療機材を確保するほか、医薬品を携帯するとともに、自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましい。
知的障害者 発達障害者 精神障害者	災害の状況や避難所等の位置をわかりやすく説明（一度にたくさんを言わない、簡単な言葉を使うなど）するとともに、必要に応じて誘導する。また、動揺している場合は、気持ちを落ち着かせることが大切である。
乳幼児	保護者に災害の状況や避難所等の場所を伝えるとともに、保護者が複数の乳幼児を抱えている場合などには必要に応じて避難支援を行う。
妊産婦	妊娠の時期や個人により身体の状態が大きく異なるため、本人に確認する必要がある。妊娠初期は外見上では分かりにくい。妊娠後期は腹部が大きくなることから、足元が自分ではよく見えず、身動きが取りにくく、ちょっとした歩行でも息があがりやすくなるため、介助することが望ましい。

1 1 課題解決に向けた取組について

- この指針の作成をはじめ、要配慮者（災害時要援護者）に対する避難支援体制の整備等、各種課題に対しては、地域の団体や当事者団体等で構成する「災害時要援護者支援連絡会」において、意見交換及び課題解決に向けた検討を行います。

【構成メンバー】

- ①社会福祉協議会、②民生児童委員協議会連合会、③老人クラブ連合会、④PTA連合会、⑤NPO法人、⑥当事者6団体、⑦居宅介護支援事業者連絡会、⑧障害者相談支援事業所、⑨地域包括支援センター、⑩特別養護老人ホーム施設長会、⑪防災士会、⑫市内警察各署、⑬行政関係各課

語句の説明

災害時要援護者

平成25年に災害対策基本法が改正されるまで一般的に使われていた言葉で、改定前の尼崎市地域防災計画においては「要介護者(災害時要援護者)」とし、在宅で生活を営む障害者、高齢者、病弱者等と定義していましたが、現在の災害対策基本法では「災害時要援護者」に代わり「**要配慮者**」と「**避難行動要支援者**」に分類し使用しています。

なお、尼崎市においては、従前から使用し、使い慣れた「災害時要援護者」という言葉を引き続き使用することとし、「**要配慮者(災害時要援護者)**」として整理、使用しています。

避難行動要支援者の範囲

尼崎市では、避難行動要支援者の範囲を次のとおりとしています。

- ①：要介護認定者（要介護3以上）
- ②：身体障害者手帳を所持する者（1，2級）
- ③：療育手帳を所持する者（療育手帳A）
- ④：精神障害者保健福祉手帳を所持する者（1級）
- ⑤：難病患者（特定医療費（指定難病）受給者等）
- ⑥：65歳以上のみ世帯（一人暮らし・夫婦等）
- ⑦：①から⑥以外特に配慮を要する者（移動が困難な人、情報を入手したり発信したりすることが困難な人、急激な状況の変化に対応が困難な人、薬や医療装置が常に必要な人など）

地域

尼崎市における各地域での防災活動は、尼崎市社会福祉協議会（自主防災会を含む）、自主防災組織（自主防災会を除く自治会、町会等）、民生児童委員等が中心となって地域住民とともに担っているため、この指針においての「地域」という言葉は尼崎市社会福祉協議会、自主防災組織、民生児童委員を**主に**指すこととします。

避難支援等関係者

災害対策基本法第49条の11第2項において、「消防機関、都道府県警察、民生委員法に定める民生委員、社会福祉法第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者」と定義されています。

避難場所・避難所

尼崎市は次のような場所を避難場所・避難所に指定しています。

指定避難場所

避難勧告及び避難指示等の発令時(災害で自宅に居られなくなったり、そのおそれがあったりするとき)に避難する場所で、公立小学校・中学校・高校及び地域総合センター、地区会館(中央・園田)、立花公民館及び園田東会館などを指定しています。(平成31年1月1日現在 79箇所)



大火災避難場所

大火災避難場所は、大地震の発生に伴う大規模な火災などの時に避難していただく安全な避難場所として、大きな公園や広場などを指定しています。(平成31年1月1日現在 35箇所)



津波等一時避難場所

兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報、大津波警報が発表された場合や洪水が発生し、もしくは洪水の恐れがある場合で避難勧告、避難指示が発令された場合に緊急一時的に避難できる場所です。企業や民間マンション等にも協力していただき指定しています。

なお、あくまでも緊急一時的な避難場所ですので、寝泊りすることはできません。

(平成31年1月1日現在 354箇所)



<参考>

指定条件は、以下のすべての条件を満たしているものです。

- (1) 耐震化工事が完了した建物や昭和56年以降の「新耐震基準」に合致した建物
- (2) 鉄筋コンクリート造等の建物
- (3) 3階以上に避難できるスペースがある
- (4) 24時間体制での避難が可能

福祉避難所

高齢者や障害者(児)など、災害時に配慮が必要な人(「要配慮者(災害時要援護者)」)に配慮した避難場所のことで、バリアフリーや冷暖房が完備されているなど、「要配慮者(災害時要援護者)」の利用に適した環境を確保できる施設で、総合老人福祉センター、長安寮、身体障害者福祉センター、たじかの園、あこや学園及び身体障害者デイサービスセンター及び市内特別養護老人ホーム等を指定しています。(平成31年1月1日現在 25箇所)

なお、福祉避難所は災害時に必要に応じて開設する2次的避難所で、**基本的には最初から利用することはできません**。災害発生時は、身の安全を最優先し、まずは指定避難場所へ避難することとなっています。

また、福祉避難所は要配慮者(災害時要援護者)が優先的に利用しますので、一般の方のご利用は控えてください。



<参考>

指定避難場所の一部を「要配慮者(災害時要援護者)」のために区画するスペースの確保に努めるほか、社会福祉施設などの施設の一部を転用して「福祉避難所」としての指定を進めます。

ヘルプキット

緊急連絡先や持病などを記入する連絡票、保管しておく容器等のことで、緊急時に救急隊員等が迅速な対応ができるよう、冷蔵庫に保管しておくものです。(原則65歳以上の希望する方に配布しています。)

緊急時用ヘルプキット この容器の中に入れておくもの



- ★緊急時用ヘルプキット(緊急連絡票)
- ★健康保険証のコピー
- ★診察券のコピー
- ★本人が確認できる写真
- ★普段服用している薬がわかるもの

避難支援Q & A

Q1 避難行動要支援者名簿はどのようなものか？ また、どのように活用するのか？

A 災害時の避難に時間がかかる人や支援を必要とする人の名簿です。
災害時の避難支援や平常時からの避難支援体制づくりに活用します。そのため本人（避難行動要支援者）の同意のもと避難支援に協力いただける皆様に名簿を提供します。

Q2 名簿の提供先はどこになるのか？ また、同意者全員分の名簿を提供するのか？

A 避難支援等関係者である(1)消防機関、(2)警察、(3)民生児童委員、(4)市町村社会福祉協議会、(5)自主防災組織、(6)その他避難支援等の実施に携わる関係者に名簿を提供していきます。消防や社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会へは同意者全員分の提供を行いますが、警察(南署・東署・北署)、民生児童委員、自主防災組織等(※)へは担当地域(区域)ごとの提供を行っています。
(※)自主防災組織等には、町会、自治会、管理組合、事業所等が含まれています。

Q3 名簿を提供する自主防災組織等について、どのくらいの活動範囲を考えているのか？ (連協単位か？)

A 避難訓練等の防災に関する取組を行う単位であれば、単位福祉協会(町会)やマンション管理組合等をはじめ、さらに小さな組織であっても提供の対象であると考えています。

Q4 個人情報漏えいしないためにどのようなことをしているのか？

A 行政機関以外への名簿情報の提供については、守秘義務がある旨の確認書等を提出してもらっています。名簿は担当する地域の支援者ごとに提供し、個人情報が無用に共有、利用されないよう指導するとともに、研修等を実施するなどし、個人情報の適正管理を図ります。

Q5 携帯電話番号の取り扱いは慎重にするべきではないか？

A 携帯電話番号については、近年、固定電話の所有率が低下しており、名簿を作成する際に連絡先として記載いただいたものです。当然、避難支援関係者に提供するものとして同意をいただいているものですので、通常の固定電話と同様に取り扱ってください。
何かトラブル等が生じましたら福祉課までご連絡ください。
(福祉課 電話番号：06-6489-6348 ファックス番号：06-6489-6329)

Q6 名簿の更新時期は？

A 毎年6月頃(年1回)の更新を予定しており、更新の際に、新しい名簿と交換します。

Q7 名簿登載者宅への訪問を求めているのか？

A 地域で要配慮者への友愛訪問等の取組を行い、すでに把握されている方については、改めて訪問する必要はないと考えていますが、まだ状況を確認できていない方等については、基本的に訪問(顔の見える関係づくり)をお願いします。

Q8 支援体制を構築するためには、地域の誰が中心となって進めていくのか？役割分担が必要ではないか？

A 民生児童委員、町会、自治会等地域の皆様で連携・相談しながら、避難行動要支援者の支援策を検討してください。（支援体制の構築には、市も協力します。）進め方や支援策はそれぞれの地域により異なることが想定されるため、それぞれの地域に合わせてリーダーや役割分担を決めてください。

Q9 町会、自治会等の役員のみで避難支援者を確保できないと思うが、どう考えているのか？

A 避難支援者を確保していくためには、町会・自治会等の役員のみでなく、お隣さんや民生児童委員、事業者等の力が必要となります。まずは、支援を必要とする方に対して訪問等を行うことにより、どういった支援を必要としているのかを把握していただき、必要に応じて、お隣さん等にも協力をいただく旨の了解を得るなど、ご近所等の支援者確保が必要と考えています。

Q10 どのように訪問すればよいのか？

A 「日頃から顔の見える関係ができなければ、災害時の被害を軽減できないため、避難行動要支援者名簿の同意に基づき、市から名簿の提供を受けて訪問しました。」と伝え、交流を図っていただきたいと考えています。

また、話をする中で家族のことや介護事業者等に関わりがあることなどがわかれば、その情報を控えていただくなど、様々な機会を通じて要配慮者の確認を行っていただきたいと考えています。

Q11 高齢者等見守り安心事業と同じような取組ではないか？

A 高齢者等見守り安心事業については、見守り推進員や協力員が希望する高齢者宅へ定期的な訪問等を行い、外観からの確認や本人との面談により、孤立化等を防止する事業です。避難行動要支援者名簿を活用し、災害時の“いざという時”の避難支援につなげていくことを目的としたこの取組と日頃から顔の見える関係をつくるという点で、ほぼ同じであると考えています。

しかしながら、現在の高齢者等見守り安心事業は、あくまでも孤立化・孤独死の防止を目的とし、災害時の避難支援を想定した事業ではないことから、現在は切り離して取組を行っています。

今後、高齢者等見守り安心事業を委託している尼崎市社会福祉協議会や、すでに事業を実施している地域と、どのような連携ができるのか協議を進めていきます。

Q12 新規の対象者への対応は？

A 名簿の更新は毎年1回を予定しています。新たに対象となられた方に対しては名簿作成及び情報提供の同意確認について、郵送での確認は行っていませんが、市報等により名簿登録ができる旨の広報を行っています。お問い合わせは、福祉課までお願いします。

（福祉課 電話番号：06-6489-6348 ファックス番号：06-6489-6329）

Q13 すでに名簿へ登録されている方から削除してほしいと言われた場合は、どうすればよいのか？

A 申出のあるご本人もしくはご家族から、福祉課へ連絡するようお願いください。

Q14 以前に名簿登録に「同意しない」と回答したが、「登録したい」と言われた場合は、どうすればよいのか？

A 申出のあるご本人もしくはご家族から福祉課へ連絡するようお願いください。

Q15 名簿登録に同意しない方や未回答である方は助けないのか？

A 大規模な災害が発生した場合には、行政機関も被災する可能性が高く、行政機関のみでの避難支援は不可能です。市民、事業者等の協力をいただきながら尼崎市全体で支援体制を構築する必要があります。

名簿登録に同意することで日頃からの近隣との交流による“いざという時”（地震等発生直後の津波からの避難等）の声かけなどが避難支援につながる可能性が高まりますが、同意しない方や未回答である方には、日頃からの交流による災害発生直後の支援は期待できません。

そのため、自力での避難方法の確保や日頃から地域との交流（避難行動要支援者名簿への登録）を行っていただくよう、市報等により広報を行っています。

Q16 名簿に登録はしているが、自力で避難が可能と思われる方への対応は？

A 名簿情報に基づき訪問し、現在は元気であるが将来的に不安であるため登録したなどの状況が確認された場合には、“いざという時”は近隣での助け合いが必要である旨をお伝えいただき、自力での避難方法の確保及び地域の交流を深めていただくよう、また、可能であれば支援する側としての協力をお願いしてください。

Q17 地域での理解を得るために、市職員に説明（研修）に来てもらいたい方がどうすればよいのか？

A 現在、市政出前講座等で説明を行っていますので市報や市ホームページ等で案内させていただきます。

<市政出前講座について>

- 対象 原則として市内に在住、在勤、在学している10人以上の団体・グループ
- 講座時間 1日1テーマとし、時間は1時間以上2時間以内とします。
- 費用等 講師料は無料です。
(なお、会場の手配や準備、費用の負担は、利用者の皆さままでお願いします。)
- 申込方法 原則として出前希望日の20日前までに、下記ホームページより申込書をダウンロードしていただき、各テーマの担当課に直接持参していただくか、郵送またはファックスでお申込みください。
- 市政出前講座ホームページ

http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/si_mirai/O11demaekouza.html

◎ 指定避難場所一覧（色付きの場所は、津波等一時避難場所にも指定されています。）

※ 指針作成時の一覧となるため、最新の指定避難場所一覧や大火災避難場所、すべての津波等一時避難場所については、市の広報誌、ホームページ等でご確認ください。

地区	番号	名称	住所
中央	1	明城小学校	南城内10-1
	2	難波小学校	東難波町4丁目3-40
	3	難波の梅小学校	西難波町6丁目14-57
	4	竹谷小学校	北竹谷町2丁目36
	5	琴ノ浦高等学校	北城内47-1
	6	県立尼崎高等学校	北大物町18-1
	7	中央南生涯学習プラザ（中央地区会館）（注1・2）	西御園町93-2
小田	8	下坂部小学校	下坂部1丁目12-1
	9	潮小学校	潮江2丁目2-20
	10	長洲小学校	長洲東通3丁目7-1
	11	清和小学校	長洲本通1丁目8-1
	12	杭瀬小学校	杭瀬北新町2丁目6-1
	13	浦風小学校	杭瀬南新町4丁目1-34
	14	金楽寺小学校	金楽寺町2丁目3-1
	15	浜小学校	浜2丁目21-1
	16	名和小学校	名神町3丁目1-51
	17	小田中学校	長洲中通1丁目10-1
	18	成良中学校	西長洲町2丁目33-22
	19	小田北中学校	神崎町24-1
	20	大成中学校	久々知西町2丁目8-48
	21	県立尼崎小田高等学校	長洲中通2丁目17-46
	22	県立尼崎工業高等学校・県立神崎工業高等学校	長洲中通1丁目13-1
	23	地域総合センター神崎	神崎町14-22
大庄	24	大庄小学校	大庄中通4丁目43-1
	25	成文小学校	大島2丁目33-1
	26	成徳小学校	蓬川町302-2
	27	わかば西小学校	武庫川町1丁目25
	28	大島小学校	稲葉荘2丁目10-7
	29	浜田小学校	浜田町3丁目110
	30	大庄中学校	菜切山町37-1
	31	大庄北中学校	大庄北1丁目8-1
	32	県立尼崎西高等学校	大島2丁目34-1
	33	地域総合センター今北	西立花町3丁目14-1
	立花	34	立花小学校
35		立花南小学校	三反田町2丁目16-1
36		立花西小学校	南武庫之荘3丁目14-9
37		立花北小学校	栗山町2丁目6-1
38		塚口小学校	塚口町4丁目38-1
39		尼崎北小学校	塚口町6丁目21-1
40		水堂小学校	水堂町1丁目32-8
41		七松小学校	南七松町1丁目4-49
42		立花中学校	上ノ島町3丁目1-1
43		中央中学校	東七松町2丁目5-67
44		日新中学校	東七松町2丁目1-44
45		塚口中学校	富松町4丁目31-1
46		尼崎高等学校	上ノ島町1丁目38-1
47		地域総合センター塚口	塚口本町2丁目28-11
48		県立尼崎北高等学校	塚口町5丁目40-1
49		立花北生涯学習プラザ（立花公民館）（注2）	塚口町3丁目39-7
50		地域総合センター上ノ島本館	南塚口町8丁目7-25
51		地域総合センター水堂本館	水堂町2丁目35-1
武庫		52	武庫小学校
	53	武庫南小学校	武庫町4丁目11-1
	54	武庫北小学校	常松2丁目14-1
	55	武庫東小学校	武庫之荘6丁目15-1
	56	武庫庄小学校	武庫之荘本町3丁目21-1
	57	武庫の里小学校	武庫の里1丁目4-1
	58	武庫中学校	武庫元町2丁目24-30

地区	番号	名称	住所
武庫	59	南武庫之荘中学校	南武庫之荘4丁目11-1
	60	武庫東中学校	武庫之荘7丁目35-1
	61	常陽中学校	西昆陽1丁目26-26
	62	地域総合センター南武庫之荘	南武庫之荘11丁目6-15
	63	県立武庫荘総合高等学校	武庫之荘8丁目31-1
園田	64	園田小学校	食満1丁目1-2
	65	園田北小学校	猪名寺2丁目4-1
	66	園和小学校	東園田町4丁目73-2
	67	園和北小学校	田能1丁目7-1
	68	園田東小学校	東園田町8丁目7
	69	上坂部小学校	東塚口町1丁目15-36
	70	小園小学校	若王寺3丁目23-1
	71	園田南小学校	若王寺1丁目1-1
	72	園田中学校	食満1丁目1-1
	73	園田東中学校	東園田町5丁目79
	74	小園中学校	小中島2丁目12-27
	75	尼崎双星高等学校	口田中2丁目8-1
	76	県立尼崎稲園高等学校	猪名寺3丁目1-1
	77	園田東生涯学習プラザ（園田地区会館）（注2）	東園田町4丁目12-4
	78	園田東会館	戸ノ内町3丁目27-1
	79	園田競馬場の一部（第4投票所、和室休憩室）	田能2丁目1-1

注1：中央体育館（サンシビック尼崎）は津波等一時避難場所として指定されています。

注2：中央南生涯学習プラザ、立花北生涯学習プラザ、園田東生涯学習プラザの施設名称は、平成31年4月1日より適用となります。

◎ 福祉避難所一覧（色付きの場所は、津波等一時避難場所にも指定されています。）

※ 指針作成時の一覧となるため、最新の福祉避難所情報は市の広報誌、ホームページ等でご確認ください。

福祉避難所は災害時に必要に応じて開設する2次的避難所で、基本的には最初から利用することはできません。災害発生時は、身の安全を最優先し、まずは、指定避難場所へ避難してください。

また、福祉避難所は要配慮者（災害時要援護者）が優先的に利用しますので、一般の方のご利用は控えてください。

地区	番号	名称	住所
中央	1	総合老人福祉センター	東難波町4丁目9-25
	2	長安寮	東難波町4丁目9-27
	3	はなみずき	西難波町5丁目12-1
	4	ほがらか苑	東本町4丁目103-11
小田	5	あまの里	下坂部3丁目2-40
	6	ゆめパティース	下坂部3丁目3-1
	7	喜楽苑	長洲西通2丁目8-3
	8	アマルネス・ガーデン	西長洲町2丁目35-1
	9	芦風荘	西長洲町1丁目3-1
	10	西長洲荘	西長洲町3丁目3-20
大庄	11	サンホームあまがさき	大庄北3丁目15-1
	12	サンホーム大庄西	大島3丁目9-1
立花	13	ロータス・ガーデン	栗山町1丁目20-20
	14	身体障害者福祉センター（注3）	三反田町1丁目1-1
	15	たじかの園	三反田町1丁目1-1
	16	あこや学園	三反田町1丁目1-1
	17	身体障害者デイサービスセンター	七松町3丁目8-8
	18	立花あまの里	水堂町1丁目10-37
武庫	19	サンフォート武庫之荘	武庫之荘9丁目34-16
	20	博寿苑	武庫元町2丁目23-15
園田	21	けま喜楽苑	食満2丁目22-1
	22	園田苑	小中島1丁目1-18
	23	春日苑	田能5丁目10-25
	24	アマリリス	若王寺3丁目16-3
	25	子供の家	若王寺3丁目16-3

注3：教育・障害福祉センターが津波等一時避難場所として指定されています。